排水設備の設置基準

２０１９年４月改定

広島県廿日市市

目　　次

第１章　排水設備の技術基準

第１　　総　則　---------- １
１　目　的
２　適　用
３　参考文献
４　排水設備工事の範囲
５　排除方式
汚水・雨水の区分基準表(表１－1)
第２　　基本的事項　---------- ３
１　設計
２　事前調査
３　配管経路の設定
４　使用する材料及び器具
５　排水設備の維持管理
第３　　屋内排水設備　---------- ４
１　排水管（表１－２・表１－３）
２　トラップ、防臭器具
３　ストレーナー
４　掃除口
５　床下集合配管システム
６　間接排水
７　通気管
８　阻集器
９　ディスポーザ
10　排水槽
11　雨水排水（表１－４）
第４　　屋外排水設備　---------- １０
１　屋外排水管の計画
２　排水管（表１－５・表１－６・表１－７）
３　ます（表１－８・表１－９）
４　特殊ます
５　トラップ付きます
６　掃除口
第５　　雨水貯留浸透施設　---------- １５
１　雨水浸透施設
２　雨水貯留施設
第６　　除害施設　---------- １６
１　水質規制
２　事業場排水の届出から接続まで
３　除害施設の設置
４　除害施設の維持管理
第７　　公共ます等の設置　---------- １７
１　公共ます等の設置
２　取付管の設置

第８　私道排水設備 ---------- １８
１　一般事項
２　管径決定
３　勾配及び流速
４　土被りの厚さ
第９　その他留意事項 ---------- １９
１　くみ取便所の改造
２　浄化槽等の処理
３　既設管の取り扱いについて

第２章　排水設備の設置手続

第１　総　則 ---------- ２０
１　排水設備の設置手続きの目的
２　排水設備計画確認申請書の提出
３　排水設備工事の施工
４　排水設備の軽微な変更
第２　排水設備計画確認 ---------- ２１
１　排水設備計画確認申請書の添付書類
２　事前協議について
３　排水設備計画確認書の提出等
４　工事の着手
５　現地調査
６　計画変更の確認事項について
７　排水設備指定工事店の自主検査
８　工事完了
９　工事完了検査
10　一部完了検査
11　図面の作成（図２－１、表２－１・表２－２・表２－３・表２－４）
12　排水設備完了検査要領
第３　排水設備工事の施工者 ---------- ２８
１　排水設備指定工事店
２　指定工事店として遵守すべき特に重要な事項
３　責任技術者の責務
４　指定工事店の指定の取消し又は一時停止
５　責任技術者の登録の取消し又は一時停止
６　違反行為
第４　下水道接続促進補助制度 ---------- ３０
１　補助の内容
２　提出書類
第５　事務の流れ ---------- ３１
公共下水道の事務手続き（表２－５）
小規模下水道・農業集落排水処理施設の事務手続き（表２－６）

第１章　排水設備の技術基準

第１　総　　則

１　目　的

この基準は、廿日市市下水道条例施行規則第３条、廿日市市小規模下水道条例施行規則第３条及び廿日市市農業集落排水処理施設設置及び管理条例施行規則第３条の規定に基づく排水設備の設置及び構造に関する基準に関しその設計及び施行についての技術上の基準を示すと共に、これら工事の設計審査及び完了検査の適正な施行を図ることを目的とする。

ただし、他法令等により基準の定めがある場合及び在来排水設備については、この限りではない。

２　適　用

排水設備の設置又は構造については、関係法令、条例及び施行規則のほか、この基準による。

これらに定めのない事項については、公益社団法人日本下水道協会発行「下水道排水設備指針と解説(2016 年版)」、「排水設備工事責任技術者講習テキスト」及び「排水設備工事責任技術者講習用資料」によるものとし、建築物の用途及び環境等の条件を考慮し、適切な方法で工事を行うものとする。

３　参考文献

⑴　この基準書を作成するにあたり参考及び引用した文献は、次のとおり。

・公益社団法人日本下水道協会発行「下水道排水設備指針と解説(2016 年版)」

⑵　この基準書を作成するにあたり引用した表は、次のとおり。

・「下水道排水設備指針と解説」59 頁の「管径及び勾配の基準(汚水)」表 3-1

・「下水道排水設備指針と解説」60 頁の「管径及び勾配の基準(雨水)」表 3-2

４　排水設備工事の範囲

排水設備工事とは、土地及び建物から排除される下水を公共下水道等に流入させるために必要な排水管、排水きょその他の排水施設（浄化槽を除く。）を新設、増設、改築する工事をいう。

汚水を排除する排水設備の範囲は、給水栓を受ける衛生器具及び水洗便所のタンクに接続している洗浄管からとし、衛生器具、トラップ、阻集器、排水槽及び除害施設を含む。ただし、水洗便所のタンクは、機能上便器と一体となっているため、排水設備として扱う。また、洗濯機及び冷蔵庫等は排水管に直接接続されていないので、これから出る汚水を受ける排水管から排水設備とする。

雨水を排除する排水設備は、屋内の場合はルーフドレン、雨とい等の雨水を受ける設備からとし、屋外の場合は排水管、排水溝又は雨水ますからとする。

５　排除方式

⑴　汚水と雨水を完全に分離し、汚水は公共下水道の汚水を排除する施設（公共ます等）に、雨水は雨水を排除する施設（本管、側溝又は水路等）に排除すること。

⑵　雨水排水については、雨水浸透管、浸透ますなどの雨水浸透施設を設置し地下に浸透させることができる。ただし、設置にあたっては、第１章第５の「雨水貯留浸透施設」によること。

⑶　排水方式は、原則として自然流下とする。

⑷　汚水又は雨水の区分は、表１－１のとおりとする。

表１－１　汚水・雨水の区分基準表

建物の種別等	下水の種類	汚水・雨水区分
生活雑排水（一般住宅）	水洗便所、台所、風呂場、洗面所、洗濯機の排水	・汚水
	給湯器、空気調和用機器、給水ポンプ等のドレン及び逃がし管の排水	・原則汚水 ・空調除湿水は、雨水
	屋外の足洗い場等の排水（集水構造がある場合）	・原則汚水
	屋外の庭用、洗車用の散水栓（集水構造なし）	・雨水
	池の排水（観賞用施設を含む）	・原則汚水・オーバーフローは雨水
共同住宅 マンション アパート ホテル	生活雑排水	・一般住宅に準ずる
	ゴミ収集施設の排水（集水構造がある場合）	・給水装置がある場合は汚水
	屋上、通路、ベランダの排水	・雨水・給水施設がある場合は汚水
	屋外屋根なし駐車場（機械式）ピット排水	・雨水
	屋外屋根つき駐車場（機械式）ピット排水	・原則汚水
	受水槽、高架水槽のドレン、オーバーフロー排水	・原則雨水
工場、事業場（特定事業場を含む）	生活雑排水	・一般住宅に準ずる
	事業活動に生じた排水	・汚水、必要に応じ、除害施設(処理施設)を設置する
	屋内駐車場（スーパー等）	・各階の掃除用の散水及び雨水のふり込みは雨水 ・洗い場の排水は汚水
	ドレン排水	・原則汚水
	冷凍機・冷却塔及び冷媒・熱媒として水を使用する装置の排水	・原則汚水 ・冷却水は、水質等を確認のうえ雨水
	消火栓・スプリンクラー系統などの水抜き	・原則汚水
油分を含む雨水の混入のある事業場	ガソリンスタンド(コイン洗車場含む）、運送会社、整備工場、自動車販売業の油分離槽の排水	・敷地内排水は、油分を阻集器で除去した後に雨水 ・屋内作業場及び屋根有り部分が区割りでき、雨水の混入の無い集水構造については汚水
	自動車洗車場	・周囲から雨水の混入のない排水は、阻集器を設置し汚水
	自動式車両洗浄装置（特定施設）	・屋根の有無にかかわらず、阻集器を設置し汚水
官公庁等（学校等を含む）	生活雑排水	・一般住宅に準ずる ・試験室等は必要に応じ除害施設を設置し、汚水
	屋内プール排水	・汚水(排水量を調整できる装置を設置すること)
	屋外プール排水	・原則汚水(排水量を調整できる装置を設置すること) ・オーバーフロー、プールサイド排水は雨水
工事現場	解体工事の散水の排水	・沈殿槽等を設け、上澄み水の水質等を確認のうえ問題が無ければ雨水
	建設工事現場の排水	
その他	防火水槽及び配水管等のドレンの排水	・雨水

※　原則汚水のうち、雨水と同等以上に清浄なものについては、市との協議により設置条件等を勘案して、雨水と同様の取り扱いができる場合がある。

第２　基本的事項

１　設計

排水設備の設計にあたっては、関係法令等に定められている技術上の基準に従い、耐震性・施工・維持管理及び経済性を十分に考慮し、適切な排水機能を備えた設備とする。

また、設計にあたっては現場の状況・下水の水質や水量等の調査検討を入念に行い、適切な構造・機能を有し、施工や維持管理が容易で、最も経済的な設備になるよう努める。

２　事前調査

排水設備工事の設計に際しては、次の事項について事前に調査確認すること。

⑴　施工場所が処理区域内、供用開始告示済みであるかどうかの確認

⑵　排水施設（公共下水道本管、取付管、公共ますの深さ・位置・管径）及び宅地内既設排水設備の状況（流下能力、管種、管径、深さ、勾配、配管材の構造等の良否など）の調査

⑶　宅地の形状、起伏及び隣地との境界

⑷　建物の配置、構造、形状及び間取り

⑸　宅地周辺の道路（公道、私道）

⑹　水道管などの既設埋設物の調査

⑺　建物の用途などの調査

⑻　計画下水排除量の調査（家屋を増築するなどの将来計画の確認）

⑼　次の場合、排水設備設置義務者（家屋所有者、土地所有者、使用者）の権利関係の調査及び同意等の確認を入念に行うこと。

ア　他人の所有する土地及び建物に排水設備を設ける場合

イ　他人が設置した排水設備に接続する場合

３　配管経路の設定

⑴　構造物の埋設位置を定め、配管経路の延長測量と排水設備を固着させる既設の公共ます（宅地内最終ます）の高さを基準とした水準測量を行うとともに、埋設物の位置、高さを確認すること。

⑵　設備の使用面、維持管理面、費用面等の最良の方法を選択して、施工方法を決定すること。

４　使用する材料及び器具

⑴　排水設備の材料及び器具は、安全性、衛生性、耐久性を有するとともに維持管理を考慮して互換性があり環境に適応したものとし、原則として次の規格品を使用するものとする。

・日本工業規格(JIS)、日本農林規格(JAS)、日本水道協会規格(JWWA)、日本下水道協会（JSWAS)、空気調和･衛生工学会規格（SHASE-S）等を用いること。

⑵　一度使用した材料及び器具は原則として使用しない。

⑶　規格品以外を使用する場合は、使用目的、用途に適した性能があるものを使用すること。

５　排水設備の維持管理

⑴　排水設備設置義務者は、日常の注意及び定期的に点検を行い、排水設備の機能確保に努めること。

⑵　排水設備設置義務者は、工事完成図面等を保管し、維持管理に活用すること。

⑶　排水設備設置義務者は、増設又は改築をする場合は、排水設備計画確認申請等の提出を行うこと。

第３　屋内排水設備

屋内の衛生器具等から排出される汚水や屋上等の雨水などを円滑に、かつ速やかに屋外排水設備に導くために屋内排水設備を設置する。

１　排水管

⑴　材料及び構造の決定

排水管の選定は、下水の水質、水量、布設場所の状態、載荷条件などを考慮して決定すること。

排水管の計画にあたっては次の点に留意すること。

ア　器具排水は、原則として支障物を迂回する場合を除き、それぞれ最短な経路で円滑かつ速やかに屋外のますに排除するものとする。

イ　屋内排水設備を床下で合流させる場合（排水ヘッダを使用しない場合）は、逆流や滞留が生じない構造とし、維持管理ができるよう掃除口を設置すること。

ウ　排水系統に行き止まりとなるような配管をしない。ただし、掃除口とする場合はこの限りではない。

エ　排水横枝管は、排水立て管の 45°を超えるオフセットの上部より上方、又は下部より下方の、それぞれ 60cm 以内で排水立て管に接続しない。

オ　汚水排水系統と雑排水系統は、別系統とすること。ただし、やむをえない場合は、通気口の設置又は排水管の増径等を行うこと。

カ　床排水等の汚水排水に外部からの雨水排水が混入しないよう、必要な措置を講じるとともに、汚水排水が雨水系統に流出しないようにすること。

⑵　管　径

次の基本的事項によるものとする。

ア　排水管は、立て管、横管いずれも排水の流下方向の管径を縮小しない。

イ　器具排水管は、器具のトラップ口径（表 1-2）以上で、かつ 30mm 以上とする。

ウ　３個以上の排水器具から排出する排水を合流させる場合は、器具排水単位の累計により定める。

エ　排水横枝管の管径は、これに接続する衛生器具のトラップの最大口径以上とする。

オ　管の延長が 3m以上となる場合、又は 2 個の排水器具から排出する排水を合流させる場合の口径は、衛生器具のトラップの最大口径より 1 サイズ大きく設定することが望ましい。

カ　大便器を接続する排水管の管径は、大便器が 1 個接続する場合は 75mm 以上、2 個以上接続する場合は 100mm 以上とする。

キ　1，2 階の大便器を同一立て管に接続する場合は、通気を設けることが望ましい。

ク　大便器の排水管に小便器等を屋内で接続する場合は、管径を 100mm 以上とする。ただし、通気を設ける場合はこの限りではない。

ケ　排水立て管の管径は、これに接続する排水横枝管の最大管径以上とし、どの階においても建物の最下部における最も大きな排水負荷を負担する部分の管径と同一管径とする。

コ　地中又は地階の床下に埋設する排水管の管径は、50mm 以上とする。

表1-2　器具のトラップの最小口径

器　具	口径(㎜)	器　具	口径(㎜)
大便器　＊＊	７５	水飲み器	３０
小便器(小形)　＊＊	４０	浴槽(和風)　＊	３０
小便器(大形)　＊＊	５０	浴槽(洋風)	４０
洗面器	３０	調理流し　＊	４０
（小・中・大形）		掃除流し	６５
手洗い器	２５	洗濯流し	４０
洗髪器	３０	汚物流し　＊＊	７５

注　＊　　住宅用のもの
　　＊＊　トラップの最小口径は、最小排水接続管径を示したもの

(SHASE－S206－2009)

⑶　管径決定

屋内排水管の管径は、定常流量法（SHASE－S206－2009（給排水衛生設備基準・同解説））及び器具排水負荷単位法がある。これらの方法により管径を求め、前記の基本則を満足していることを確認して合理的に定めなければならない。

定常流法、器具単位法による管径決定算定方法は、公益社団法人日本下水道協会発行「下水道排水設備指針と解説」、「排水設備工事責任技術者講習テキスト」及び「排水設備工事責任技術者講習用資料」を参照すること。

⑷　勾　配

排水横管の勾配は表１－３を標準とする。

表１－３　排水横管の管径と勾配

管径（㎜）	最小勾配
６５以下	１／５０
７５，１００	１／１００
１２５	１／１５０
１５０以上	１／２００

(SHASE－S206－2009)

⑸　管　種

屋内配管は、配管場所の状況や排水の水質によって、硬質塩化ビニル管などの非金属管や鋳鉄管、鋼管等の金属管又は複合管を条件に合わせて適切に選定すること。

硬質塩化ビニル管を選定する場合で、戸建住宅の屋内配管には通常 VU 管を使用し、戸建住宅以外の屋内配管では VP 管の使用を標準とする。

温水器のドレン、食洗器等で高温の排水になる場合は、耐熱性のある管種を選定すること。

地中に埋設する管は、建物や地盤の不同沈下による応力や土壌による腐食を受けやすいため、排水性状、耐久性、耐震性、経済性、施工性等を考慮して適したものを選定する。

また、管類等の接続は、所定の接合材、継手類を使用し、材料に適応した接続法により行うこと。

2　トラップ、防臭器具

（1）　排水管へ直結する器具には、配管場所の状況や排水の水質によって発生するガス、臭気、衛生害虫等が器具を経て屋内に侵入するのを防止するためにトラップを設けなければならない。

ア　トラップの封水深は 5cm 以上 10cm 以下とし、封水を失いにくい構造とする。

イ　二重にトラップを設けてはならない。

ウ　排水自身の流水により排水路を洗浄する自浄作用を有する構造とする。

エ　材質は耐食性、非吸水性で表面は平滑なものとする。

オ　器具トラップは、封水部の点検が容易なものとする。

カ　器具排水口からトラップウェアまでの垂直距離は、60cm を超えないこと。

キ　床トラップは取り外しができるストレーナーを備えていること。

ク　大小便器は原則としてトラップ付きを用いる。

ケ　大便器のトラップの内径は 75mm 以上とする。

⑵　トラップ封水は、自己サイホン作用、吸出し作用、はね出し作用、毛管現象、蒸発などの原因によって破られるため、適切な通気と配管を設置して防ぐこと。

3　ストレーナー

浴場、流し場等の汚水流出箇所には、固形物の流下を阻止するためにストレーナーを設けること。

装置は、清掃が容易にできるよう取り外しが可能なスクリーン又はこれと類似の器具を備えたものとすること。

ストレーナーの開口有効面積は、流出側に接続する排水管の断面積以上とし、目幅は直径 8mm の球が通過しない大きさとすること。

4　掃除口

排水管には、管内の掃除が容易にできるように適切な位置に掃除口を設けること。

（1）　掃除口の設置箇所

ア　横枝管、横主管の起点

イ　延長が長い横走り管（横枝管及び横主管の途中）

排水管の管径が 100mm 以下の場合は 15m以内、100mm を超える場合は 30m以内に設けること。

ウ　排水管が 45° を超える角度で方向を変える箇所

エ　排水立て管の最下部付近、排水横主管と屋外排水管の接続箇所付近

ますを設置してもよい。

（2）　掃除口の設置

ア　排水管の管径が 100mm 未満の場合、掃除口は排水管管径以上の口径とする。

イ　排水管の管径が 100mm 以上の場合、掃除口は 100mm より小さくしない。

ウ　掃除口の周囲には容易に掃除ができるよう必要な空間を確保すること。

エ　掃除口が隠蔽となる場合には、掃除に支障とならないよう点検口を設けること。

5　床下集合配管システム

床下集合配管システムの使用にあたっては、次の事項に特に注意すると共に、使用する床下集合配管システムを十分理解したうえ、維持管理上の問題が生じないように設置すること。

ア　床下集合配管システムは、適切な口径・勾配を有し、建築物の構造に合わせた適切な支持、固定をすること。

イ　床下集合配管システムは、汚水の逆流や滞留が生じない構造であること。

ウ　床下集合配管システムは、保守点検、補修、清掃が容易にできるよう、建築物に十分なスペースを有する点検口を確保すること。

エ　床下点検口を適切な位置に設置し、排水ヘッダまで到達できるようにすること。

オ　維持管理が確実に行えること。

カ　通気が必要な場合は確実に通気管をつけること。

キ　製品メーカーの使用条件や設置注意事項などに従って設置すること。

ク　床下集合配管システムからの排水の合流点ますは、段差付き合流ますを使用すること。

6　間接排水

食品関係機器及び医療関係機器その他の下水の逆流並びに下水ガス及び害虫の侵入等による衛生上の障害が生じる恐れのある箇所の排水は、適切な排水口空間を設けて間接排水とすること。

7　通気管

排水設備を備えた建築物には、排水トラップの封水の保護、排水管の円滑な流水及び有害、有毒ガスの換気等の目的のために排水系統に通気系統（通気管）を設ける。通気系統（通気管）は、各個通気、ループ通気、伸頂通気方式等を必要に応じて適切に組み合わせて設置すること。

⑴　管径

通気管の算定方法には、排水管と同じく定常流量法と器具単位法がある。これらの方法によって管径を求め、次の基本事項の内容を満足していることを確認して管径を設定する。

定常流量法又は器具単位法による管径決定については、公益社団法人日本下水道協会発行「下水道排水設備指針と解説」、「排水設備工事責任技術者講習テキスト」及び「排水設備工事責任技術者講習用資料」による。

通気管の管径は次の基本的事項による。

ア　最小管径は 30mm とする。ただし、排水槽に設ける通気管の管径は 50mm 以上とする。

イ　ループ通気管の場合は次のとおりとする。

①　ループ通気管の管径は、排水横枝管と通気立て管とのうち、いずれか小さい方の管径の 1/2 より小さくしない。

②　排水横枝管の逃がし通気管の管径は、接続する排水横枝管の管径の 1/2 より小さくしない。

ウ　伸頂通気管の管径は、排水立て管の管径より小さくしない。

エ　各個通気管の管径は、接続する排水管の管径の 1/2 より小さくしない。

オ　排水立て管のオフセットの逃がし通気管の管径は、通気立て管と排水立て管のうち、いずれか小さいほうの管径以上とする。

カ　結合通気管の管径は、通気立て管と排水立て管のうち、いずれか小さい方の管径以上とする。

⑵　勾配

通気管は、管内の水滴が自然流下によって排水管に流れるようにし、逆勾配にならないように排水管に接続すること。

⑶　その他

ア　汚水管と雑排水管を別系統として配管する建物では、その通気管は原則としてそれぞれ別個に配管すること。ただし、両系統に完全なトラップ、通気方式を設置する場合はこの限りではない。

イ　通気立て管を雨水立て管に、また通気管を室内換気のダクトにそれぞれ接続しないこと。

ウ　間接排水系統の通気管及び特殊排水系統の通気管は、他の通気系統に接続しないこと。

エ　注意事項については、公益社団法人日本下水道協会発行「下水道排水設備指針と解説」を参照すること。

8　阻集器

汚水が油脂、ガソリン、土砂、その他排水のための配管設備、下水道施設の機能を著しく妨げ、又は排水のための配管設備、排水管等を損傷するおそれのある物質を含む場合は、阻集器を設けなければならない。

選定方法、容量計算等は、公益社団法人日本下水道協会発行「下水道排水設備指針と解説」、「排水設備工事責任技術者講習テキスト」及び「排水設備工事責任技術者講習用資料」を参照すること。

（1）　サンド阻集器(サンドトラップ)

洗車場等これに類する場所で土砂を多量に排出する箇所には土砂が下水管に流出しないよう適当な大きさのサンドトラップを設けること。

（2）　オイル阻集器（オイルトラップ）

ガソリンスタンド、自動車修理工場等排水中に多量の油を含むおそれがある場合にはオイルトラップを設けること。

（3）　グリース阻集器（グリーストラップ）

料理店、ホテル、バーなどの調理場その他脂肪を多量に排出する加工食品、製造工場などにはグリーストラップを設けること。

（4）　その他の阻集器（ヘアトラップ、ランドリートラップ、プラスタトラップ等）

事業所等において毛髪、糸くず、布くず、プラスタ、貴金属等の不溶性物質を排水する場合は、それぞれの不溶性物質に適用した阻集器を設けること。

（5）　阻集器は目的に適合するものを選定し、容易に維持管理ができる場所に設けること。

（6）　阻集器は原則としてトラップ機能を有するものとする。

トラップ機能を備えていない阻集器を用いる場合はその阻集器の直近下流にトラップを設置すること。

（7）　阻集器に蓄積したグリース、可燃性廃液などの浮遊物、土砂、その他沈殿物は、定期的（通常１週間に１回程度）に除去しなければならない。

（8）　阻集器から除去したごみ、汚泥、廃油等の処分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等によらなければならない。ただし、再利用する場合はこの限りではない。

9　ディスポーザ

ディスポーザ単体（食品くず処理器）設備等を使用すると、下水管に細かいゴミがつまって、悪臭、閉塞の原因となる。また、処理場の処理負担が著しく増大し、維持管理に支障となるため、設置してはならない。

ただし、公益社団法人日本下水道協会の定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)（平成２５年３月)」に基づき同協会の製品認証を受けたものについては、排水設備として協議を行い採用の可否を判断するものとする。

10　排水槽

下水を自然流下によって直接公共下水道に排出できない場合は、排水槽を設置し排水ポンプで排出する。排水槽を設置する場合は、次の点に留意すること。

（1）　排水槽は、原則として汚水、雑排水、湧水別に設置するのが望ましい。

（2）　ポンプ送水管と自然流下系排水管の接合はます接合とし、会合部は逆流及び跳ね水等を防止し円滑に流下するよう合流角度及びインバートの形状を考慮する。

（3）　ポンプ送水管を公共ますに直接接続しないこと。

（4）　排水槽は、構造、維持管理が適切でないと悪臭発生の原因となるため、下水道法施行令第８条に従い臭気の発散しない措置を講じること。なお、清掃時に発生する廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定に基づいて処理し、公共下水道に投棄してはならない。

（5）　汚水又は雑排水系統の排水槽には、通気管を設置すること。

その管径は、計算によって決定しなければならない。また、50mm より小さくしてはならない。

この通気立て管は、間接排水系統の通気立て管又は伸頂通気管に接続しないこと。

11　雨水排水

屋根及びベランダ等に降った雨水は、雨とい等を経由して排水管及びますに排水すること。

雨とい及び雨水管は、排水に支障のない構造で、降雨量を排除できる通水面積を確保すること。

雨水管は、屋内汚水排水管及び通気管に接続しないこと。

雨水管の管径、勾配を次のとおり選定すること。

（1）　管径を求める排水管に接続している屋根面積（水平投影面積）を求める。

なお、建物の壁面に吹き付ける雨水でその下部の屋根などに流下する場合は、壁面積の５０％を下部の屋根面積に加算する。

（2）　屋根面積から雨水立て管及び雨水横管を表 1－4 より求める。

（3）　雨水管の設計に用いる降雨強度は、120mm／時間として算定すること。

（4）　敷地排水等の管径計算は、第４「屋外排水設備」、２「排水管」、⑵「管径及び勾配」、イ「雨水管の管径と勾配」及びウ「その他の場合」による。

表 1－4　許容最大屋根面積に対する排水管径【許容最大水平投影屋根面積（単位：㎡）】

管径 (mm)	雨水立て管	雨水横管 配管勾配					
		1/50	1/75	1/100	1/125	1/150	1/200
50	55						
65	112	80	65				
75	164	117	96	83			
100	354	255	208	180	160	146	
125	641	461	378	326	292	266	231
150	1041	753	615	530	476	460	375
200	2250		1325	1150	1025	933	810
250				2075	1858	1691	1466
300					3033	2758	2391
350						4167	3600

注１　この表の許容最大屋根面積は、降雨強度１２０㎜／時を基準としている

第４　屋外排水設備

１　屋外排水管の計画

排水管の排水系統、配管経路等の計画は、下水の水量及び排水箇所、公共ます等の位置、敷地の形状及び利用状況を確認の上、維持管理を考慮して計画する。

公共ますがない場合又は位置構造等の変更が必要な場合は、直ちに所定の手続きをとること。

雨水を側溝又は河川等の公共水面に排水するときは、それらの構造、位置を調査し、関係機関と調整すること。

工場、事業場排水は、一般の排水と分離した別系統で公共汚水ますに接続することが望ましい。

構造等は、法令等の基準に適合し、かつ円滑な排水機能を有するものとすること。

２　排水管

⑴　排水管の設置

排水管の選定は、下水の水質、水量、布設場所の状態、載荷条件などを考慮して決定すること。

排水管の構造は、原則として暗渠とするが、雨水のみ排除するときは開渠とすることができる。

汚水管は、原則として敷地内において１本の排水管にまとめて、公共ますに接続する。

雨水管は、原則として雨水最終ますから雨水本管に接続する。

排水管の設置は、次のとおりとする。

ア　排水管の埋設深さは敷地の地盤高、公共ますの深さを考慮し、最長延長の排水管の起点ますを基準として管路延長、勾配によって下流に向かって計算する。

イ　排水管の延長は管路延長とし、ますの深さ、排水管の管底の計算は、管路延長により行う。

ウ　管径が変化する管と管の接合方法は、原則として管頂接合方式とする。

エ　汚水管と雨水管が並行する場合は、原則として汚水管を建物側とする。

オ　汚水管は、建物から１m以内の位置に配管することが望ましい。

カ　汚水管と雨水管は上下に並行することを避け、交差する場合は汚水管が下に、雨水管が上になるようにする。

キ　排水管と他の管、構造物との離隔は、維持管理に支障ないよう必要な距離を確保すること。

ク　配管は施工及び維持管理のうえから、できるだけ建物、池、樹木等の下を避ける。

ケ　雨といからの配管は原則として、3m以内とする。

コ　節水型便器や超節水型便器を採用する場合は、汚物の滞留、詰り等の不具合が生じないように、公共ますまでの距離、勾配、便器以外の排水器具やますの配置状況などの配管条件を十分に検討し、計画すること。

⑵　管径及び勾配

管径及び勾配は、排水を支障なく流下させるように定める。排水管は原則として自然流下式であり、下水を支障なく流下させるために適切な管径、勾配とすること。

管内流速が、0.6～1.5m／秒の範囲となるように管径、勾配を決める。ただし、やむを得ない場合は、最大流速を 3.0m／秒とすることができる。

通常、屋外排水設備の設計は、個々に流量計算を行わないで、表１－５、表１－６を標準として管径及び勾配を定めることとする。

ア　汚水管の管径と勾配

汚水のみを排除すべき排水管の管径及び勾配は、表１－５に定めるところによるものとし、排水きょの断面積は、同表の排水人口の区分に応じた内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。

表１－５　管径及び勾配の基準（汚水）

排水人口（人）	管径（mm）	勾　配
１５０未満	１００以上	１００分の２以上
１５０以上３００未満	１２５以上	１００分の１．７以上
３００以上５００未満	１５０以上	１００分の１．５以上
５００以上	２００以上	１００分の１．２以上

① 一つの建物から排除される汚水の一部を排除する排水管（屋内排水管とますをつなぐ管）で管路延長が 3m以下の排水管の場合は、最小口径を 75 ㎜(勾配 100 分の３以上)とすることができる。

② 公共下水道本管の管径を考慮して、排水管の管径を定めることができる。

イ　雨水管の管径と勾配

雨水等を排出する排水管の管径及び勾配は表１－６により排水面積から定めるところによるものとし、排水きょの断面積は、次表の排水面積の区分に応じた管径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。

表１－６　管径及び勾配の基準（雨水）

排水面積（㎡）	管径（mm）	勾　配
２００未満	１００以上	１００分の２以上
２００以上４００未満	１２５以上	１００分の１．７以上
４００以上６００未満	１５０以上	１００分の１．５以上
６００以上１，５００未満	２００以上	１００分の１．２以上
１，５００以上	２５０以上	１００分の１以上

① 一つの敷地から排除される雨水の一部を排除する排水管で、管路延長が３m以下の場合は、最小管径を 75mm(勾配 100 分の３以上)とすることができる。

ウ　その他の場合

屋外排水設備の設計で、個々に敷地内の排水計算を行う場合は、公益社団法人日本下水道協会発行「下水道排水設備指針と解説」、「排水設備工事責任技術者講習テキスト」及び「排水設備工事責任技術者講習用資料」により所要の流速、流量が得られる管径、勾配を選定する。

① 工場、事業場、商業ビル及び集合住宅等がある場合は流量に応じて管径及び勾配を定める。

② 管径が 250mm 以上の場合は、別途計算により算出すること。

③ 雨水管の設計に用いる降雨強度は、120mm／時間として算定すること。

④ 雨水計算の流出係数は、表１－７を標準とする。

※なお、下水道法施行令では、排水管の施工上の問題、維持管理を考慮して、排水管の勾配をやむを得ない場合を除き 100 分の１以上とすると規定しているので、硬質塩化ビニル管を使用する場合でも 100 分の１以上とするのが望ましい。

表１－７　流出係数

工種別	流出係数	工種別	流出係数	工種別	流出係数
屋　根	0.95	道　路	0.90	間　地	0.30
その他不透面	0.85	芝	0.25	樹木の多い公園	0.25
水　面	1.00				

⑶　管種

管きょ材料は、水質、敷設場所の状況、荷重、工事費、維持管理等を考慮して定めること。

原則として、地中配管部には、VU 管を使用する。

管の露出はできるだけ避けることとし、やむを得ず露出配管とする場合は、管の損傷を防ぐため適切な材料で設置するか補強、防護すること。

⑷　土被り

車両等の通行がある箇所においては、排水管を防護するための適切な処置を講じること。

排水管の最小土被りは、宅地内では 20cm 以上、私道内では 45cm 以上、公道内では 60cm 以上とする。ただし、地形状の理由などにより、やむなく規定の土被りが取れない場合は、管を損傷しないように、防護その他管種変更等の措置を行うこと。

３　ます

⑴　ますの設置箇所

ますの設置箇所は、次のとおりとする。

ア　排水管の起点、終点、会合点及び屈曲点

イ　排水管の管種、管径及び勾配の変化する箇所

ウ　屋内排水管と屋外排水管が接続する箇所

エ　排水管の延長が、その管径の 120 倍を超えない範囲において維持管理上適切な箇所

オ　新設管と既設管との接続箇所で流水や維持管理に支障をきたすおそれのある場合

⑵　ますの構造

ア　材質

ますの材質は、鉄筋コンクリート製又はプラスチック製とし、日本工業規格、日本下水道協会規格、プラスチック・マンホール協会規格の規格品及びこれらと同等以上の性能を有するもので、構造は耐久性に富みかつ堅ろうなものとする。

イ　形状・大きさ

①　ます内径又は内のり幅の大きさは、表１－８、表 1－９により接続する排水管の管径、会合本数及びますの深さから定める。

②　ます躯体の継ぎ目箇所は、漏水などのない構造とする。

ウ　底部

①　汚水ますは接続する管きょの内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインバート仕上げとする。

②　インバート部には、原則として 2cm 程度の落差が設けられていること。

③　雨水ますは深さ 150mm 以上の泥だめを設ける。

④　小口径の雨水ますで内径 150mm 及び 200mm の場合には、底部に溜まった土砂を容易に取り除けるよう、泥だめバケット（取手つき）等を設けることが望ましい。

表１－８　ますの基準

種　別		ます内径又は内のり幅（mm）		
ますの深さ(㎜)	会合本数（本）	コンクリート製	ポリプロピレン製 汚水ます	ポリプロピレン製 雨水ます
800 以下	３以下	300 以上	300 350	250 300,350
1000 以下	４以下	350 以上		
1200 以下	４以下	450 以上		―
1500 以下	５以下	600 以上	―	―

表１－９　小口径（硬質塩化ビニル製）ますの基準

種　別		ます内径又は内のり幅（mm）			
ますの深さ(㎜)	会合本数（本）	汚水宅内ます	汚水公共ます	雨水宅内ます	雨水最終ます
800 以下	３以下	150 以上	―	150 以上	150 以上
1000 以下	４以下	―	―	200 以上	200 以上
1200 以下	４以下	200 以上	200 以上	―	―

注①　汚水ますは、地表面から下流側の管底まで、雨水ますは、ますの底部（泥だめの底部）までをますの深さとする。

注②　会合本数は会合排水管の管径が 100 ㎜の場合で、管径が異なる場合は別途考慮する。

注③　ますの深さが 2,000 ㎜までは内径 300 ㎜の硬質塩化ビニル製のますを使用することができる。

注④　ドロップますの場合は、ドロップする縦管部直前の管底をます深さとする。

⑶　汚水ますの設置

ア　トラップますを使用する場合は、原則としてトラップ上部に掃除口を設けること。

イ　汚水ます(雨水ます)の内部には、水道管、ガス管等を通さないこと。

ウ　トイレが最上流部にある起点ますは、原則として 45°以下の屈曲点ます（45Ｌ）を起点ますとする。

エ　トイレ排水の合流点ますは、汚物の逆流を防止するため、段差付き(3cm 段差)の合流ます（45ＹＳ、ＷＬＳ等）を使用すること。ただし、排水設備の設置状況や大便器からの排水がストレートに流下するときはこの限りではない。

　また、既存住宅の下水道接続工事で、段差付きますを使用すると勾配の確保が困難になる場合は、45°合流ますを使用することができる。

オ　トイレからの排水管を取り付ける合流ますの下流に、近接してトラップ付きますを設置する場合は、し尿を含んだ排水が遠心力でハネ上がり汚物を送り込むおそれがあるため、原則として 50cm 以上離して設置すること。

カ　トイレからの排水管は、原則として壁から 1m以内の所に汚水ますを設置すること。

キ　汚水ますの設置場所は、浸水のおそれのない場所とすること。

ク　排水槽のポンプ送水管は単独汚水ますに接続し、公共ますに直接接続しないこと。

⑷　ふた

ふたは、日本下水道協会等の規格品を使用し、土地の利用形態に応じてその荷重等に耐えられるものを使用する。

ア　小口径ますの上部が車両の乗り上げ等で損傷するおそれがある場合は、防護ふたを用いて保護する。

イ　汚水蓋は、密閉構造及び特殊な器具を用いないで開閉のできる構造とする。また、汚水蓋の表面には、「汚水」を表示する。

ウ　駐車場などに設置する場合は、載荷条件に適合するものとする。

エ　汚水蓋は、鋳鉄製又はプラスチック製の密閉構造とする。

オ　雨水蓋は、コンクリート製、鋳鉄製又はプラスチック製とし、格子蓋を用いることができる。

カ　私道に設置するますは、別に定める基準による。

4　特殊ます

⑴　著しく勾配が変化し落差調整の必要がある場合は、原則としてドロップますを使用する。ドロップます等の底部の曲がり管は、下水を円滑に排水できるよう大曲りエルボ等を使用する。

⑵　公共ますと接続のためにドロップますを設置する場合は、公共ますの上流側 0.5m～1.0m程度を目安とする。

⑶　公共ますが落差調整ますの場合はドロップますを使用しなくてもよい。

ただし、落差調整ますの排水管接続は、ホルソー受け口もしくは支管を用いて接続すること。

5　トラップ付きます

排水設備から下水臭気が屋内に侵入するのを防止するため、原則として器具トラップを設置するが、既設設備などで器具トラップの取り付けが困難な場合は、小口径のトラップ付きますを使用すること。また掃除口の口径は、原則として 75mm 以上とすること。

⑴　トラップの口径は 75mm 以上、封水深さは 5cm 以上 10cm 以下とする。

⑵　トラップは硬質塩化ビニル製の堅固なものとし、肉厚は管類の規格に適合するものとする。

⑶　二重のトラップとしてはならない。

器具トラップを有する排水管はトラップますのトラップ部に接続しないこと。

⑷　起点の足洗い場、ごみ置き場の汚水ますについては、1L 形トラップます（蓋は密閉構造）を設置することができる。

6　掃除口

屋外排水設備において、掃除口は、敷地利用の関係上、始点、会合点、屈曲点、中間点にますを設置できない場合に設けることができるが、掃除口では管内の点検が困難で下流方向の掃除しかできない欠点があるため、ます径 150mm 以上のますを設け、掃除口の使用は極力避けることが望ましい。

やむを得ず掃除口を設置する場合は、その形状および構造は掃除用具が無理なく十分に使用できる形と大きさを有するものとすること。

掃除口の口径は、100mm以上とする。ただし、排水管の口径が 100mm未満の場合は、排水管と同口径としてもよい。

第５　雨水貯留浸透施設

近年、土地利用の進展とともに雨水の地下への浸透機能が低下し、短時間で雨水の大部分が河川等に流れこみ都市型の水害が発生する。このため、流域の保水･遊水機能の回復、地下水かん養対策など雨水流出を抑制する総合的な対策をする必要がある。

また、貯留した雨水を庭への水まきに使用するなど水の有効利用が可能となる。

雨水貯留浸透施設には、浸透施設と貯留施設があり、それぞれ単独又は組み合わせて計画し、設置目的にあう雨水流出効果を発揮させることが重要となる。

１　雨水浸透施設

雨水浸透施設とは、宅地内に降った雨水を地下に浸透させる施設であり、雨水浸透ます、雨水浸透管などがある。これを設置することによって雨水の流出抑制による浸水被害の防止のほか、環境保全が図られる一方で、災害発生の誘因となるおそれもあることを考慮すること。

⑴　基本的事項

雨水浸透施設の設置にあたっては、次の事項を考慮する。

ア　排水区域の地形、地質、地下水位及び周辺環境等を十分調査する。

イ　雨水の浸透によって地盤変動を引き起こすような場所に設置してはならない。また、浸透性の低い場所に設置する場合は、排水区域の周辺状況等に十分注意して計画すること。

⑵　浸透施設の設置禁止区域

ア　急傾斜地崩壊危険区域

イ　地すべり区域

ウ　擁壁上部の区域

エ　隣接地その他の住居及び自然環境を害するおそれがある区域

オ　工場跡地、廃棄物の埋立地等で、土壌汚染が予想される区域

⑶　浸透施設の設置に注意しなければならない区域

ア　隣地の地面が低く、浸透した雨水による影響が及ぶおそれのある区域

イ　斜面や低地に盛土で造成した区域

ウ　地下水位が高い区域

２　雨水貯留施設

宅地内に設ける雨水貯留槽は、原則として屋根からの雨水を貯留するものとする。

既存の施設を利用する場合で、不要となった浄化槽を雨水貯水槽として利用するには、その施設の強度等の確認を行うこと。また、地下水位が高い場合は、浮力の検討を行うこと。

第６　除害施設

１　水質規制

事業場等の排水の中には、そのまま下水道に排除した場合、下水道施設の機能を妨げ、もしくは施設の損傷及び処理が困難な有害物質を含むため処理場からの放流水の水質を悪化させるものがある。このような排水については、下水道に排除する前に排除基準以下の水質にする必要があり、その排水による障害を除去するための施設を除害施設という。

水質規制の対象となる施設には、特定施設（人の健康及び生活環境に被害を生ずるおそれのある物質を含む廃液を排出する施設として水質汚濁防止法で定められた特定施設）のある事業場（特定事業場）と特定施設のない事業場（非特定事業場）があり、下水道法及び廿日市市下水道条例により規制されている。

２　事業場排水の届出から接続まで

特定事業場と非特定事業場では、届出などの手続きに大きな違いがある。また、事業内容によって除害施設の種類、規模などにも違いがある。届出などの手続きをおこなうために除害施設の設置に関することなどについて事前に調査を行い、関係機関と協議すること。

⑴　事前調査

事業場の種類、規模及び水質などを調査すること。

⑵　排水系統

事業場の排水系統については、別々の系統で排除すること。

⑶　除害施設の構造など

除害施設は、廃水の発生量及び水質に対して十分な容量、耐久性、耐食性を有するものとする。

３　除害施設の設置

除害施設は次のことに留意して設置すること。

⑴　業種内容（生産工程等）及び排水の種類を把握し、排水の水質に適した施設とする。

⑵　事業排水は、水量・水質の時間変動、季節変動が大きいので、水量･水質の変動を把握する。

⑶　除害施設の処理目標値を決める。

⑷　施設への雨水混入をさける。

⑸　維持管理が容易にできる構造とする。

⑹　設置場所によっては、臭気対策を施す。

４　除害施設の維持管理

除害施設は、維持管理を十分行うことでその機能を発揮するものであり、安定した処理を行うために適正に維持管理しなければならない。

第７　公共ます等の設置

【※本基準にないものは、廿日市市下水道課「下水道設計マニュアル」によること。】

１　公共ます等の設置

汚水公共ます及び雨水最終ますは、官民境界線から１ｍ付近の宅地内で、維持管理に支障のない場所に設置するものとする。ただし、宅地内へ設置できない場合は、設置場所、施工方法等を市と協議のうえ定めるものとする。

⑴　形状・大きさ

ア　ます内径又は内のり幅の大きさは、表１－８、表 1－9 により接続する排水管の管径、会合本数及びますの深さから定める。

イ　ます躯体の継ぎ目箇所は、漏水などのない構造とする。

ウ　汚水ますは滑らかなインバート仕上げとする。

エ　雨水ますは深さ 150mm 以上の泥だめを設ける。

⑵　ふた

ア　駐車場などに設置する場合、載荷条件に適合するものとする。

イ　汚水蓋は、密閉構造及び特殊な器具を用いないで開閉のできる構造とする。
また、汚水蓋の表面には、「汚水」を表示する。

ウ　雨水蓋については、宅内ますに準ずるものとする。

⑶　採水ますの設置

汚水排出元が特定施設の場合は、排水の採水を容易に行う目的で原則として宅内公共ますと汚水本管との間の公道上に採水ますを設置する。採水ますは、小口径ます口径 200mm以上とする。

２　取付管の設置

⑴　設置位置

ア　汚水本管への取り付けは、サドル継手とし本管に対し直角もしくは上流からとする。

イ　本管の中心線より上方に取り付ける。

ウ　起点部においては、マンホールへの直接接続を基本とする。起点部以外については、マンホールの直接接続は原則不可とする。

エ　取付管の布設は道路に対して直角から直線的とする。

オ　道路縦断方向の布設は、原則として不可とするが、やむを得ない場合は、極力、道路占用延長を短くする。

カ　近接の取付管及び下水道本管の接合部から 1.0m以上離した位置とする。

キ　１区画もしくは、１宅地に対する設置箇所数については、関係法令等に準じ決定する。

⑵　取付管の高さ

ア　汚水取付管は、最大排水延長を考慮した排水高とする。また、土地の区画形状、所有者に関わらず、当該一連の土地の接道状況を考慮した最大排水延長とすること。既設の排水がＧＬ－0.8mより浅い場合であっても、将来の排水を考慮し、ＧＬ－0.8m（管底）とする。

イ　雨水取付管は、既設の排水ができる高さとする。ただし、新設や更地等の場合は最大排水延長を考慮した排水高とする。

⑶　管種及び管径

汚水取付管は、硬質塩ビ管口径 150mm（一部区域は 100mm）を標準とし、管種は、ＳＲＢを標準とする。雨水取付管は、原則、硬質塩ビ管 150mm 以上とし管種は、SRB を標準とする。

第８　私道排水設備

１　一般事項

私道排水設備は、私道に面した複数の設置義務者の宅地からの下水を公共下水道に排除する排水設備である。私道は、一般の交通の用に供されているものも多いため設計及び施工にあたっては、周辺環境に十分配慮が必要である。

公共下水道に物件を設置（接続）する場合は、事前に協議を行うこと。

⑴　私道排水設備は、次の事項を考慮し適切な排水設備を備えた設備とする。

ア　私道排水設備は、複数の設置義務者が共同で使用する設備をいう。

イ　私道排水設備を設置する私道とは、道路法に規定する道路等の公道以外の道路をいう。

⑵　私道排水設備の設計・施工にあたっては、次の事項を考慮する。

ア　私道の形態、接続する公共下水道の排除方式、排水人口及び排水面積の規模等を適切に判断し行うものとする。

イ　私道排水設備の排除方式は、汚水と雨水を完全に分離し、汚水は公共下水道の汚水本管に、雨水は雨水を排除する施設に排除すること。

ウ　排水管の敷設方式は、マンホール方式、又はます方式とする。

エ　私道排水設備で、個別の排水設備が共同の排水管に接続する箇所には原則としてますを設置する。ただし、共同の排水管の内径が 150mm 以上の場合で、共同の排水管にマンホールを使用する場合及び取付管部の勾配が急勾配となり、ます接合が好ましくない場合は、ます等を設置せず管接合とすることができる。この場合、下水が円滑に合流するよう適切な材料を用いて接続させるものとする。

オ　私道排水においては、原則として並行する場合の離隔は 30cm 以上、交差する場合の離隔は 10cm 以上の距離を確保する。ただし、他の埋設物等の管理者が定める基準がある場合は、協議の上決定する。

カ　構造等は、法令等の基準に適合し、かつ円滑な排水機能を有するものとする。

⑶　公益社団法人日本下水道協会発行「下水道排水設備指針と解説」、「排水設備工事責任技術者講習テキスト」及び「排水設備工事責任技術者講習用資料」を参考にすること。

２　管径決定

私道排水設備（私道等に設けられ、複数の設置者が共同で使用する排水設備）の場合の内径は、計画１日最大汚水量に時間的な変動を考慮して計画時間最大汚水量を算定し決定する。

管きょの最小管径は、施工性、維持管理性、経済性及び供用後の新たな取付管接続の容易さ等を考慮して、汚水管きょは 200mm、雨水管きょは 250mm を原則とする。

汚水管きょの管径は、適切な管きょ勾配が確保され、末端管きょ等で新たな排水施設の接続が見込まれなく、下水量の増加がない場合には 150mm とし、さらに理想的な勾配が容易に確保される場合には 100mm（原則としてます方式）とすることができる。

３　勾配及び流速

流速は一般に下流に行くに従い漸増させ、勾配は下流に行くに従い小さくなるようにする。

管きょ内の流速の範囲は、原則として、汚水管にあっては 0.6～3.0m／秒、雨水管にあっては 0.8～3.0m／秒になるように定める。

4　土被りの厚さ

管きょの最小土被りの決定に当たっては、取付管、路面荷重、路盤厚及び他の埋設物の関係、その他道路占用条件を考慮して適切な土被りとする必要がある。

排水管の土被りは宅地内では 200mm 以上、私道内では 450mm 以上、公道内では 600mm 以上とする。ただし、やむを得ない場合には管を損傷しないように防護の措置を施すこと。

また、道路幅員、路面交通の形態によっては、1,000mm 以上とすることが望ましい。

第９　その他留意事項

1　くみ取便所の改造

くみ取便所を水洗便所に改造する場合は、確実かつ衛生的に便槽を処理する。

⑴　くみ取便所を改造して水洗便所にする場合は、在来の便槽を適切な方法で撤去又は土砂で埋め戻し、衛生上問題のないように処置する。

⑵　通常の場合、便槽内のし尿をきれいに汲み取ったあと、その内部を消毒して取り壊す。

⑶　便槽をすべて撤去できない場合は、底部をせん孔して水抜き孔を設ける。

2　浄化槽等の処理

⑴　浄化槽は、汚水を完全にくみ取り、清掃、消毒をする。

⑵　廃棄物となる浄化槽は、原則として撤去すること。

撤去できない理由がある場合は、各槽の底部に 10cm 以上の孔を数箇所あけるか破壊して、砂、砕石等の良質土で埋め戻しして沈下しないように 20cm ごとに、十分突き固め、浸透水が槽内に滞留しないようにすること。

⑶　浄化槽を残したままその上部に排水管を布設する場合は、槽の一部を壊すなどして排水管と槽との距離を十分に取り、排水管が不同沈下しないようにする。

⑷　雨水の一時貯留等に使用する場合は適切な措置を講ずること。

3　既設管の取り扱いについて

⑴　詳細な事前調査を行い、設置基準に適合しない場合、管の勾配不足、汚物の停滞、曲管使用、ます不足等の不都合箇所がある場合は、排水設備設置義務者に実際の状況を見せて、維持管理を考慮した敷設替えについて説明すること。

⑵　既設の排水設備を使用する場合は、汚水、雨水の漏水、浸入水がないかを確認し、漏水や雨水浸入がある場合は、完全に補修するか新設する等の措置をすること。

⑶　排水設備設置義務者又は責任技術者の判断により既設管の敷設替えを行わない場合は、既設管を利用して支障をきたしても市に対し異議の申し立てをしないことを責任技術者は排水設備設置義務者に確認すること。

第２章　排水設備の設置手続

第１　総　　則

１　排水設備の設置手続きの目的

下水道の管きょが整備されても排水設備が完備されなければ、下水道整備の目的が達成できない。

排水設備は、下水道法に「その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水きょ、その他の排水施設」と規定されており、公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者が設置しなければならない。

排水設備の設置にあたっては、排水設備の使用者が公共下水道施設への障害等を生じさせないためにその技術的基準の確認を含め適正な事務処理が重要となる。

２　排水設備計画確認申請書の提出

市の定める下水道等の処理区域（公共下水道、小規模下水道及び農業集落排水処理施設）内において排水設備の新設、増設又は改築を行う場合は、あらかじめ、その計画が排水設備の技術基準に適合することについて申請し、市の確認を受けなければならない。ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更を除く。

⑴　「排水設備の新設」とは、新たにあるいは、既存の排水設備の全部を取り壊して、排水設備を設置すること。

　くみ取便所を水洗便所に改造する工事もしくは既設の浄化槽を廃止して公共下水道に連結する工事又はこれらと併せて行う排水設備を設置すること。

⑵　「排水設備の増設」とは、既にある排水設備に追加して排水設備を設置すること。

⑶　「排水設備の改築」とは、排水設備の一部を取り壊し、新たに排水設備を設置すること。

廿日市市下水道条例施行規則第４条に定める排水設備計画確認申請書を市に提出し、市は、排水設備計画確認書を交付する。市の確認は、関係法令等の基準に基づき排水設備が適合しているか技術上の確認であり、土地利用等の私法上の権利関係まで判断するものではない。

３　排水設備工事の施工

工事の特殊性に鑑み、排水設備の適正な工事の施工を図るため、指定排水設備工事事業者制度を設けている。

排水設備が関係法令に定める基準により適切な工事がされなければ、公共下水道の維持管理に支障をきたすとともに、設置者である市民に迷惑を掛けることになるため、この工事を行うのに十分な知識や施工能力を持っている排水設備指定工事店でなければならないとしている。

４　排水設備の軽微な変更

排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更は、次のとおりとする。

⑴　ますの取替及び修繕

※排水管の取替は排水能力に影響を及ぼす影響があるため計画の確認を受けること。

⑵　トラップ、ストレーナー等の取替で確認を受けたときの能力を低下させない軽微なもの。

⑶　衛生器具等の取替で、確認を受けた時点の機能と変わらないもの。

※衛生器具の取替により機能が変わる場合は計画確認申請を行い確認を受けること。

第２　排水設備計画確認

１　排水設備計画確認申請書の添付書類

排水設備計画確認申請書提出にあたっては、次の書類等を添付するものとする。

⑴　付近見取図

町名、丁目、番、号のほか公共用施設など目標を記し、できるだけ簡単に記入すること。（住宅地図を利用する場合は、設置場所を赤着色すること。）

⑵　平面図（縮尺 1／100 を標準とする）

排水管別表示(表２-1)及び排水設備平面シンボル(表２－２)等の凡例に従って、排水器具の位置、ますの種類（汚水ます、雨水ます、トラップます、材質など)、ます番号（Ｎｏ)、ます間距離（ますの中心から中心まで)、勾配、ます深、排水の管種管径、敷地境界線、地盤高さ、公共ます、取付管及び下水道本管の位置などを記入する。なお、２階以上の建物においては配管立図又は各階平面図を作成すること。（図２－１参照）

⑶　断面図（縮尺縦 1／20 以上、横 1／100 以上）

ア　平面図に必要事項の記入があれば、必要ない。

イ　市が必要とする場合は、ます番号（Ｎｏ)、基準高、地盤高、管底高、土被り、ますの深さ（雨水の場合は泥だめの深さも記入)、ますの種類、管種、管径、勾配、ます間距離を記入し、添付すること。

⑷　構造図

ア　現場打ます、その他規格以外のものは構造図（縮尺 1／20 以上）を添付すること。

イ　付属装置(グリース阻集器、オイル阻集器、排水槽等がある場合や露出配管等については、その機能が分かる構造詳細図、計算書を添付すること。

ウ　３階以上の建築物

１階の平面図は屋外、屋内の排水設備を含めて作成し、２階以上は、配管計画が異なるごとにその代表的な階の平面図を作成すること。

地下階については、最深階の排水槽、排水ポンプを含む平面図を作成すること。

⑸　大型建築物

大型の建築物等については、設計前に次の項目について調査を行うこと。

ア　屋内配管、敷地配管、取付管の能力

イ　増改築で既設敷地配管へ接続する場合、既設敷地配管の能力

ウ　増改築の敷地配管に既設敷地配管を接続する場合等は、既設敷地配管状況等を考慮して配管計画を行うこと。

⑹　下水道接続補助金制度を利用する場合

ア　下水道接続促進交付申請書（添付書類）

イ　数量は、配管の立上り、立下りなど、工事実施数量で適正な価格で算定すること。

⑺　その他

ア　付属装置(グリース阻集器、オイル阻集器、排水槽等)を設置する場合は、容量計算書及び使用器具カタログ等を添付すること。

イ　除害施設がある場合は、所定の手続きを行うこと。

２　事前協議について

次のような場合は事前に市と協議をすること。

⑴　５階建以上または大型の建築物の新設、増設または改築の計画

排水設備計画の事前協議を行うことにより確認の円滑化と排水設備工事の適正な施行のため。

⑵　公共ます等の設置

公共ます、取付管が設置されていない場所で土地の形態、建物形態等の変更により公共ます等が必要となる場合や公共ます等を公費で設置する必要がある場合は、早めに協議をすること。

⑶　供用開始前の工事施工

排水設備を下水道へ接続する工事は供用開始日以降に行うこととしているが、諸事情により供用開始前に排水設備工事を行うことが適当な場合は、事前協議により排水設備工事申請の提出、工事工程について調整すること。

⑷　区域外流入

下水道法第２４条による行為の許可に伴う処理区域外から汚水流入をする場合には、区域外流入計画協議を行うこと。

⑸　その他

・下水道法第１０条第１項ただし書に規定する排水設備設置義務の免除に関すること。

・下水道法第１１条（排水に関する受忍義務等）、共同排水設備の設置、除害施設の設置等の行為によるもの。

・この基準書等に規定のない事項については、事前協議により調整を行うこと。

・疑義がある場合は、現場状況をよく把握し、資料を持参の上、協議すること。

３　排水設備計画確認申請書の提出等

⑴　提出する排水設備計画確認申請書の内容、添付図面の間違い及び不備について確認すること。

⑵　申請場所について、住宅地図等により間違いがないか確認し、申請日、工事完成日は確実に記入すること。

⑶　市は、申請書等に不備があった場合には、訂正内容を指示し、再提出されたものを受理するものとする。

⑷　市は、申請書が適正と確認した場合に、排水設備計画確認書を交付する。

４　工事の着手

指定工事店は、排水設備計画確認書を交付されるまでは、工事に着手できない。

※排水設備計画確認書交付前に急ぎ排水管を設置しなければならない実情等がある場合には、必要最小限の内容が分かる資料を提出し事前に協議すること。

５　現地調査

市は、排水設備計画確認書を交付した後、工事の状況等について排水設備計画確認申請の内容が適切に実施されているか、必要に応じて現地調査を行う。

６　計画変更の確認事項について

確認を受けた計画に次のような変更が生じるときは、市に協議を行い、排水設備計画変更届を提出すること。

⑴　申請書の重要な記載事項の変更
⑵　屋外排水設備の経路の大幅な変更
⑶　ますの設置個数が２個以上の増減の変更
⑷　排水管の管径を小さくする変更
⑸　屋内排水設備のうち衛生器具（大便器、小便器）の増減及び排水経路の大きな変更
⑹　除害施設、床下集合配管システム、阻集器等の仕様変更
⑺　公共ますの位置変更

７　排水設備指定工事店の自主検査

関係法令等に定める基準により、適切な工事が施工できる知識及び技術を有し、信頼を得るものを指定することにより工事の適正化を確保しようとするもので、指定工事店が施工する排水設備は、当然基準に適合することが前提となっている。

市が行う検査は、指定工事店の技術力と信頼度の確認を主目的とするものであり、検査内容は、目的上必要な範囲において確認を行う。

指定工事店（排水設備工事責任技術者）は、排水設備工事の完成後、次の自主検査を行い工事の施工状況を事前に確認しなければならない。「１２　排水設備完了検査要領」を参照すること。

⑴　工法検査
排水設備計画確認書に基づき基準に適合した施工がなされていることを確認すること。
⑵　機能検査
器具の作動状況及びトラップの封水等の確認をすること。
⑶　材料検査
排水設備に適したものとして認められた規格品等であることを確認すること。

８　工事完了

⑴　排水設備設置義務者(指定工事店を含む)は、排水設備工事の完成後５日以内に、排水設備工事完了届を市へ提出すること。
⑵　市は、排水設備計画確認申請書の工事完了日になっても完了届が提出されていない場合には、業者への聞き取りや、現地調査を行い指導する。
⑶　工事中止や大幅な計画変更等の場合には、確認申請の取下届を提出すること。

９　工事完了検査

工事完了届の提出後、検査日を調整し、検査を実施するものとする。

市は、提出された設計書の内容に基づき工事が適正に行われたか検査する。

完了検査は、原則として供用開始日以降とするが、現地の下水道整備事業の状況により事前に検査することができる。また、引渡しの調整により臨時メーター使用中の検査もすることができる。

市の検査内容は、排水設備完了検査要領に基づき、必要に応じた検査項目とする。

10　一部完了検査

原則として、排水設備工事が全て完了した後に検査を行い下水道の使用を開始するが、諸事情により排水設備の一部を公共ますに接続して下水道の使用を開始する場合は、使用する排水設備を部分的に検査することができる。この場合、当該検査箇所は工事完了検査から除外する。

11　図面の作成

図２－１　排水設備平面図の表示例

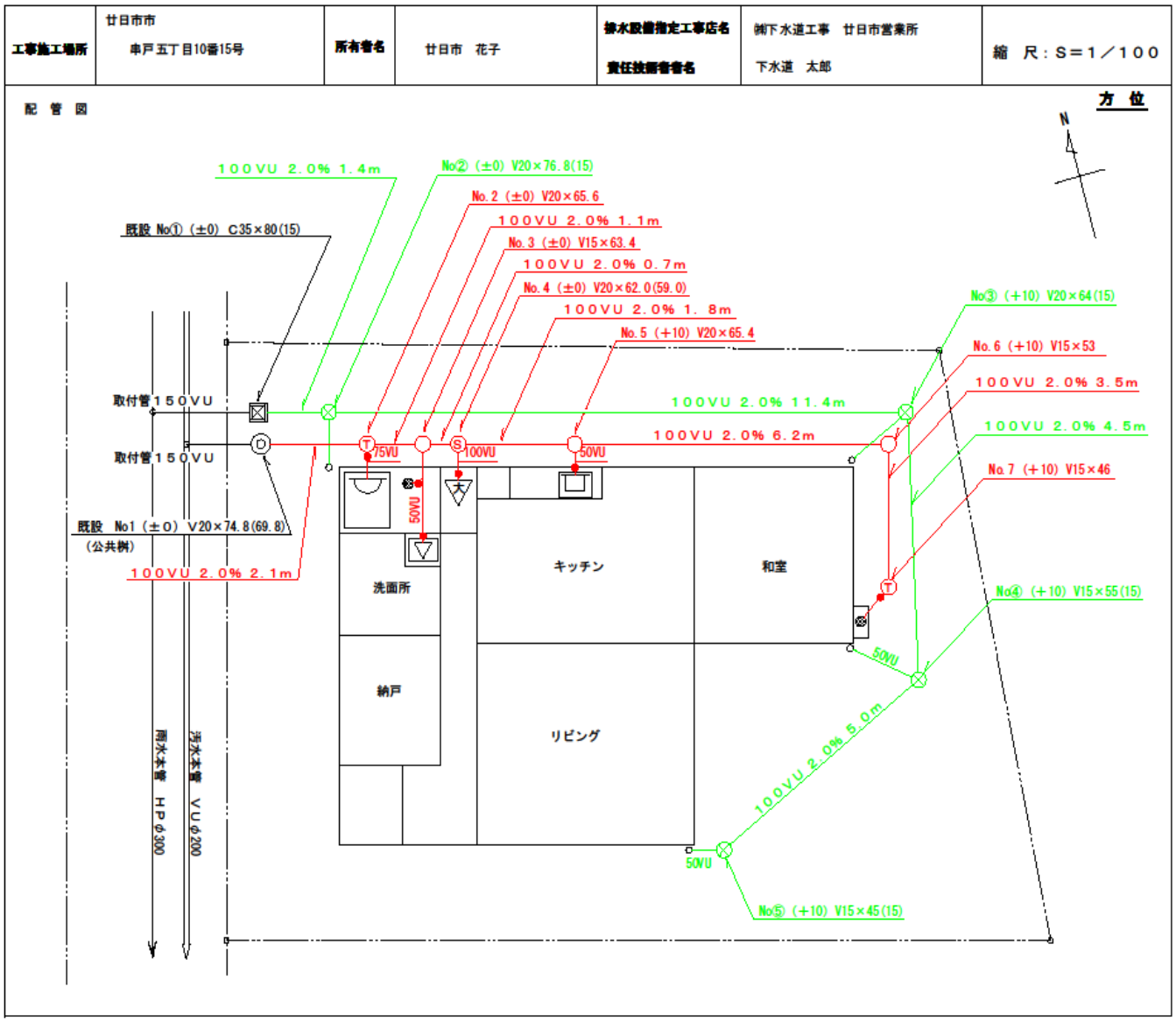

※図面作成上の注意事項

１　方位は正確に記入すること。

２　図面に工事施工場所、所有者名、指定工事店名、責任技術者名、縮尺を記入すること。

３　排水設備がある各階の平面図を記入すること。

４　汚水ます・雨水ますそれぞれにます番号、ますの管底数値を記入すること。

５　流末(放流先)を明記すること。　・汚水：下水道本管(径)　・雨水：雨水本管(径)、側溝(幅)等

６　段差ますを使用する場合は流入と流出の管底高又は段差を記入すること。

７　器具トラップ、トラップますが設置されている場合、図示記号等を記入すること。

８　阻集器、除害施設の設置位置を記入すること。

９　宅地盤に高低差がある場合、地盤高を記入すること。（公共ますの天端を±０とする。）

10　宅地盤の高低差が大きい場合は、断面図を記入すること。

11　浄化槽廃止の場合は、場所を記入すること。

12　地下水等を使用する場合は、井戸、ポンプの位置、使用箇所、配管を記入すること。

表２－１　排水管別表示

種　　別	記　入　方　法
汚水管及び汚水ます	実線（赤着色）
事業場の汚水（生活雑排水を除く）	実線（桃着色）
雨水管及び雨水ます	実線（緑着色）
通気管	実線（黄着色）
湧水（地下水等）	実線（青着色）
圧送管	実線上に○を書き、○の中にＰを記入する。
既設管路	実線（黒色）排水系統を明記

表２－２　排水設備平面シンボル例

名称	記号	備考
大便器	大	トラップ付
小便器	小	トラップ付
浴場		
流し類		
洗濯機		床排水、浴場に排水してあるものは除く
手洗い器・洗面器		
床排水口		
トラップ		
掃除口		
露出掃除口		
阻集器		
排水管		
通気管		黄色
立管		
排水溝		
汚水マス		丸ます/角ます
ドロップマス（汚水）		丸ます/角ます
分離マス		
雨水マス		丸ます/角ます
ドロップマス（雨水）		丸ます/角ます
陶管	TP	
陶製卵形管	ETP	
鉄製コンクリート管	CP	

名称	記号	備考
硬質塩化ビニル管	VP	一般管
	VU	薄肉管
硬質塩化ビニル卵形管	EVP	
鉛管	LP	
浄化槽	浄 / 浄	現場の形状に合わせた大きさ、形
底部有孔ます		丸ます/角ます
公共汚水マス		
公共雨水マス		
側溝（道路）		
トラップます		丸ます/角ます
雨どい		
境界線		
建物外壁		
建物間仕切り		
新設管（合流管又は汚水管）		赤色
雨水管		緑色
撤去管		黒色
既設又は在来管		既設｛合流管 汚水管 雨水管
鋼管	GP	
鋳鉄管	CIP	
耐火二層管	EDP	
強化プラスチック複合管	FRPM	

名称	記号	名称	記号
段差ます	Ⓢ又は略号	トラップ	●
トラップます	Ⓣ又は◉	水道メーター	Ⓜ
ドロップます	Ⓓ又は略号	井戸、ポンプ	㊣、Ⓟ

表２−３　設計図の記載数値

種　　別	単位	記　入　数　値
管径(呼び径)	mm	整数
勾　　配	%	小数点以下１位まで、２位を四捨五入
管 路 延 長	m	小数点以下１位まで、２位を四捨五入
天　端　高	cm	整数、小数点以下１位を四捨五入（公共ますを基準高とする）
ますの内径	mm	整数、小数点以下１位を四捨五入
ますの深さ	cm	整数、小数点以下１位を四捨五入（泥だめ深さを含む）
掃除口の口径	mm	整数
泥だめ深さ	cm	整数、小数点以下１位を四捨五入

表２−４　排水設備の引き出し線記載方法

種　　別	表示内容	表　示　例
排 水 管	内径(mm) 管種 勾配(%) 管路延長(m)	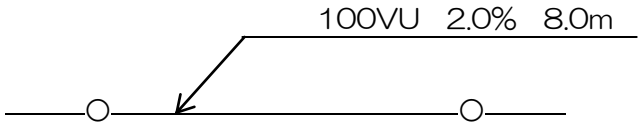
汚水ます	ます番号 天端高(cm) 材質 内径(cm) 深さ(cm)	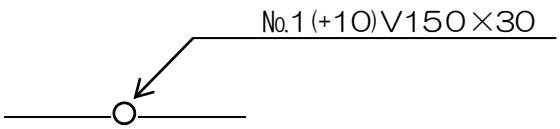 （注）汚水公共ますの天端を基準高（±０）とする。
雨水ます	ます番号 天端高(cm) 材質 内径(cm) 深さ(cm) 泥だめ深(cm)	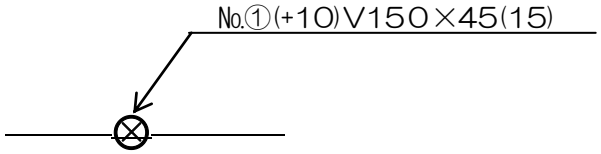 （注）汚水公共ますの天端を基準高（±０）とする。 ますの深さは、泥だめ深さを含む
段差ます ドロップ ます	ます番号 天端高(cm) 材質 内径(cm) 深さ(cm) 流入・流出 （段差・落差）	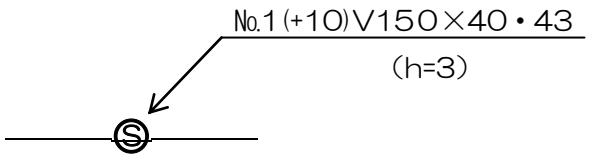 （注）流入と流出高又は、段差高を記入すること。 特殊ますの場合、ますの略号でも可

※表と異なる単位を使用する場合は、図面に単位を表示すること。

ますの材質の種別			
C	コンクリート製	V	塩化ビニル製

１２　排水設備完了検査要領

項　目	箇　所	内　　容
ます	据付け	１　市の基準に適合する汚水ますを使用しているか。 ２　高さが地盤面と合っているか。 ３　蓋と枠の安定がよいか。 ４　排水管に適合した内径のますを使用しているか。 ５　ます深に適合した内径のますを使用しているか。
汚水ます	インバート仕上げ	１　仕上げは円滑で強固にできており流水に支障はないか。 ２　インバートの高さは適当か。 ３　既製ますの場合不用なインバートは埋められているか。
	間隔	１　適当な間隔で設けられているか。
雨水ます	据付け	１　排水管が突出していないか。 ２　泥だめは規定どおりか。 ３　取付位置、高さは適当か。
排水管	流水状況	１　汚水管と雨水管の誤接はないか. ２　市の基準に適合する製品を使用しているか。 ３　排水管とますとの接続は適当か。 ４　排水管の勾配は適当か。 ５　排水管に曲り部分はないか。 ６　管の土被りは適当か。
水洗タンク	水量	１　１回の洗浄量は適当か。
	据付け	１　器具は市の基準に適合する製品を使用しているか､又は製品に歪み、キレツ等はないか。 ２　建物にしっかりと固定されているか。 ３　前後左右に傾きがなく正常に据付けられているか。 ４　床面よりタンク下端までの高さは適当か。
	引手	１　取手を引張った感じが重いか。又は軽いか。
洗浄管	据付け	１　垂直に据付けられているか。 ２　志持金物が規定どおり建物にしっかり固定されているか。 ３　水漏れはないか。
大便器	据付け	１　器具は市の基準に適合する製品を使用しているか。 ２　前後左右に傾きがなく正常に据付けられているか。 ３　据付位置が使用上適当であるか。
小便器	トラップ	１　トラップと便器の取付部が良く密着しているか。
	据付け	１　器具は市の基準に適合する製品を使用しているか。 ２　建物にしっかりと固定されているか。 ３　便器の取付高さは適当か。
手洗器	据付け	１　建物にしっかりと固定されているか。 ２　水栓と手洗器の位置は適当か。
	トラップ	１　垂直に取り付けてあるか。 ２　手洗器との取り付けは完全か､排水管との取り付けにソケットを使用し完全に密着しているか。
防臭装置	設置状況	１　取付位置は適当か。 ２　封水深は適当か。 ３　二重トラップになっていないか。
阻集器	設置状況	１　取付位置は適当か。 ２　仕様どおりの器具か。
便槽・浄化槽	処理状況	１　撤去又は良質土等で水締め、締固めを行っているか。 ２　くみ取口、点検口の閉鎖はできているか。

第３　排水設備工事の施工者

１　排水設備指定工事店

排水設備が関係法令等の基準に基づき設置されなければ、公共下水道の維持管理に支障をきたすとともに、設置者である市民に迷惑をかけることになるため、排水設備の新設、増設、改築等の工事及び公共下水道処理区域内における水洗便所の改造工事は、市長の指定する排水設備指定工事店でなければ排水設備工事を施工できない。

２　指定工事店として遵守すべき特に重要な事項

指定工事店の施工に関しては、法令、条例等でその構造や施工基準等の基本的事項が定められており、指定工事店はこれらを遵守し工事を施工しなければならない。

次の事項に違反した場合は、指定工事店の取消又は一時停止となる。

⑴　指定工事店は、住民からの工事施行の申込みを受けたときは、特に正当な理由がない限りこれを拒んではならない。

拒否できる正当な理由としては、申込を多数受けそれ以上引き受けると施工能力を超える場合、責任技術者や従業員が疾病等のため一時的に施工体制が低下している場合等が考えられる。

※このような明らかな事由がないのに長期間営業を停止する場合、工事施工の申込を受け形式的に契約のみを行い長期間工事を施工しない場合は違反行為として指定取消処分の対象となる。

⑵　工事は適正な工事費、工事期限等の重要な事項をあらかじめ明示しなければならない。

⑶　工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託、請負わせてはならない。

⑷　指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与してはならない。

⑸　工事の施工にあたっては、まず計画が関係法令等で定められている基準に適合しているかどうかの確認を受ける必要がある。

この確認申請により審査の結果を通知するため、通知後でなければ着工してはならない。

⑹　工事の設計及び施工は、責任技術者の監理の下で行わなければならない。

⑺　工事の完成後１年以内に生じた故障等については、天変地変又は使用者の側に責任がない限り、工事施行そのものの瑕疵によるものとして指定工事店の側において補修しなければならない。

⑻　災害等緊急時に、排水設備の復旧に関して市長から協力の要請があった場合は、これに協力するよう努めなければならない。

３　責任技術者の責務

⑴　責任技術者は、関係法令等を遵守しながら工事の設計及び施工を行い、技術面について責任を負うこと。

請負状況により工事の一部を下請け業者等に請負わせる場合や工事施工を責任技術者が全て自ら直接行わない場合においても責任技術者は、下請け業者又は直接施工する技能者の施工内容について責任を有し、工事施工上の全般的な総括責任者として責任を免れることはできない。

⑵　責任技術者は、当該工事が完成した際に行われる検査に立ち会うこと。

⑶　責任技術者は、排水設備工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、市の職員等の要求があったときは、これを提示しなければならない。

4　指定工事店の指定の取消し又は一時停止

市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取消し、又は6月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。

⑴　下水道に関する法令又は条例もしくはこれに基づく規則その他の規定に違反したとき。

⑵　業務に関し、不誠実な行為があるなど、市長が指定工事店として不適当と認めたとき。

⑶　虚偽又は不正の事実に基づき指定を受けたことが判明したとき。

5　責任技術者の登録の取消し又は一時停止

広島県下水道協会の長は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録の取消し又は一時停止の処分を行うことができる。

⑴　不法行為又は不正行為を行ったとき。

⑵　広島県下水道協会の長が、市長の通知に基づき、責任技術者として不適当と認めたとき。

6　違反行為

違反した行為の項目について審査し、指定及び登録の取消し、又は停止をすることができる。

⑴　虚偽又は不正の事実に基づき指定を受けたもの

⑵　無断工事に関するもの

- 計画確認申請のない工事を施行したもの
- 計画確認のない工事を施行したもの
- 変更の届出のない工事を施行したもの
- 変更の確認のない工事を施行したもの

⑶　不正工事に関するもの

- 排水設備の技術基準に適合しない工事を施行したもの
- 工事の全部又は大部分を一括して第三者に請け負わせたもの
- 指定工事店としての名義を他の業者に貸与したもの

⑷　工事の検査に関するもの

- 担当の責任技術者が立会しなかったもの
- 検査員の改修指示に従わないもの
- 完了届の提出を怠ったもの

⑸ その他工事又は行為を怠ったもの

- 責任修理に応じないもの
- 正当な理由なく工事請負を拒否したもの
- 不正に高い工事費を要求し、又は受け取ったもの

⑹ その他審査の対象となる不誠実な行為をしたもの

⑺ 暴力団が実質的に経営を支配していること等が判明し、明らかに指定工事店として不適切であると認められるもの

第４　下水道接続促進補助制度

１　補助の内容

⑴　補助金の対象となる人

廿日市市では、下水道の処理区域内で、くみ取り便所を水洗便所に改造して接続工事を行う人、または浄化槽を廃止して接続工事を行う人（いずれも建物の建て替えに伴うものを除きます。）で、次の条件をすべて満たす人を対象とする。

- 国または地方公共団体でないこと
- 市税及び市の各種徴収金等を滞納していないこと
- 下水道を利用できるようになった日から、くみ取り便所は３年以内に、浄化槽は１年以内に下水道接続工事を完了すること
- 下水道接続工事の対象となる建築物を居住用として使用していること
- 下水道接続工事に関し、他の補助金の交付を受けていないこと
- 排水設備の計画の確認を受けていること

⑵　補助金の額

補助金の額は、下水道接続工事費の範囲内で、１件あたり１０万円を限度（生活扶助世帯は市が認定する額）とする。

２　申請書類（指定工事店→市）

⑴　補助金交付申請

補助金の申請をするときは、排水設備計画確認申請書とともに、市の窓口へ次の書類を提出すること。

また、申請にあたっては、申請日の属する年度の３月末までに工事を完了（検査済み）出来ること。

⑵　提出書類

- 下水道接続促進補助金交付申請書
- 添付書類
  - ア　納入状況等照会承諾書
  - イ　排水設備計画確認申請書及び添付書類の写し
  - ウ　排水設備の工事請負契約書の写し
  - エ　工事に係る見積書の写し
  - オ　口座振替依頼書
  - カ　生活保護受給証明書（生活扶助世帯の場合）

⑶　工事の完了届

下水道接続工事が完了したときは、排水設備工事完了届とともに、市の窓口へ次の書類を提出すること。

- 下水道接続工事完了届
- 添付書類
  - ア　排水設備工事完了届及び添付書類の写し
  - イ　精算工事費内訳書

第５　事務の流れ

排水設備の設置手続きの流れについては、表２－５及び表２－６により行うものとする。

なお、処理区域については、必ず公共下水道台帳により確認をすること。

表２－５　公共下水道の排水設備計画確認事務手続き

事務の流れ	排水設備計画確認関係	
申　請　者 *工事の依頼	申請者は「指定工事店」へ工事の申込をし、「指定工事店」は現地調査・設計・見積・施工方法・支払条件を打合わせ、契約を締結する。	
申　請　者 (指定工事店提出) *計画確認申請	廿日市市下水道条例施行規則第４条 〇排水設備計画確認申請書 (注)浄化槽を設置している場合 廿日市市浄化槽取扱い指導要綱第８条第４号 〇浄化槽使用廃止届	様式第１号
市 *計画確認通知 申　請　者	同規則第４条 〇排水設備計画確認書	様式第４号
申　請　者 (指定工事店) *工事完了届 *竣工検査	同規則第６条 〇排水設備工事完了届	様式第６号
市	同規則第７条 〇検査済証	様式第７号
申　請　者 *使用開始	同規則第１１条 〇公共下水道使用開始 (休止・廃止・再開)届	様式第 11 号
市 *使用料の徴収	市は使用者に対して下水道使用料納入通知書を送付する。	

表２－６　小規模下水道処理区域及び農業集落排水処理施設区域内の排水設備計画確認事務手続き

事務の流れ	小規模下水道の排水設備計画確認	農業集落排水の排水設備計画確認
申　請　者 *工事の依頼	申請者は「指定工事店」へ工事の申込をし、「指定工事店」は現地調査・設計・見積・施工方法・支払条件を打合わせ、契約を締結する。	同左
申　請　者 指定工事店提出 *計画確認申請	廿日市市小規模下水道条例施行規則第５条 〇排水設備計画確認申請書	廿日市市農業集落排水処理施設設置及び管理条例施行規則第４条 〇排水設備計画確認申請書
市 *計画確認通知 申　請　者	同規則第５条 〇排水設備計画確認書	同規則第４条 〇排水設備計画確認書
申　請　者 指定工事店提出 *工事完了届 *竣工検査	同規則第７条 〇排水設備工事完了届	同規則第５条 〇排水設備工事完了届
市 *検査完了の通知	同規則第１０条 〇検査済証	同規則第６条 〇検査済証
申　請　者 *使用開始	同規則第１１条・１３条 〇小規模下水道使用開始 （休止・廃止・再開）届	同規則第８条 〇農業集落排水処理施設使用開始 （休止・廃止・再開）届
市 *使用料の徴収	市は使用者に対して小規模下水道使用料納入通知書を送付する。	市は使用者に対して農業集落排水処理施設使用料納入通知書を送付する。